

2025年6月5日

各 位

会 社 名 株式会社Fast Fitness Japan
代表者名 代表取締役社長 山 部 清 明
(コード番号：7092 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 CFO 総合企画本部長 三 井 規 彰
(TEL. 03-6279-0861)

日本における「エニタイムフィットネス」に係る
マスターフランチャイズ契約更新合意に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、Anytime Fitness Franchisor, LLC（本社：アメリカ合衆国）との間で、日本における「エニタイムフィットネス」の店舗展開に関する独占的権利に関するマスターフランチャイズ契約を更新することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. マスターフランチャイズ契約更新の目的

当社グループは、企業理念である Purpose「ヘルシアプレイスをすべての人々へ」のもと、Mission「Fitness を人々の日常にし、活力ある心豊かな社会をつくる」、Vision「一人ひとりのライフスタイルを支える、社会にとってあたり前のパートナーに」を掲げ、誰もが健康的に暮らせる、心豊かな社会の実現を目指し事業に取り組んでおります。

当社は、日本における「エニタイムフィットネス」のマスターフランチャイジーとして、また日本における24時間型フィットネスジムのパイオニアとして、2010年10月にエニタイムフィットネスの第1号店となる調布店（直営店）を出店して以降、直営店、FC店を併せて1,199店舗の展開に至っております（2025年5月末時点）。

本契約は2025年6月9日に更新期を迎えることから、かねてから今後の契約更新に向け、諸条件の検討、両社間での協議等を進めておりましたが、この度、両社間で契約更新に向けた新たな諸条件について合意形成がなされたことを受け、Anytime Fitness Franchisor, LLCとのマスターフランチャイズ契約を更新することを決議いたしました。

一方、日本国内におけるブランド認知の更なる向上や利用者及び新たな出店機会の拡大等、エニタイムフィットネスに関連する事業の更なる拡大に資する一部条項については、継続して協議していくことを確認しました。

当社グループは、日本国内におけるエニタイムフィットネス事業について、これまで以上の事業成長を目指してまいります。

2. マスターフランチャイズ契約の内容

フランチャイザー	Anytime Fitness Franchisor, LLC
フランチャイジー	株式会社Fast Fitness Japan
契約名称	Master Franchise Agreement
契約期間	2025年6月9日～2040年6月8日（15年間）

3. Anytime Fitness Franchisor, LLC の概要

(1) 会社名	Anytime Fitness Franchisor, LLC	
(2) 代表者	Thomas Leverton	
(2) 事業内容	フィットネス事業 ※5,572 店舗 2025 年 3 月末時点	
(4) 所在地	アメリカ合衆国	
(5) 設立年月日	2009 年 12 月 11 日	
(6) 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	マスターフランチャイズ契約に基づきロイヤリティ等の支払をしております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

4. 日程

2025 年 6 月 5 日 取締役会決議

2025 年 6 月 8 日までに以下の契約締結手続きを完了することとしております。

- Master Franchise Agreement
- Memorandum of Understanding

5. 今後の見通し

本契約締結による 2026 年 3 月期連結業績見通しに与える影響は、現時点では軽微であります。

以 上